

明石市都市計画審議会
報告資料
平成27年 9月 3日
都市整備部都市計画課

① 第7回線引き見直し等について



## 第7回線引き見直し等について

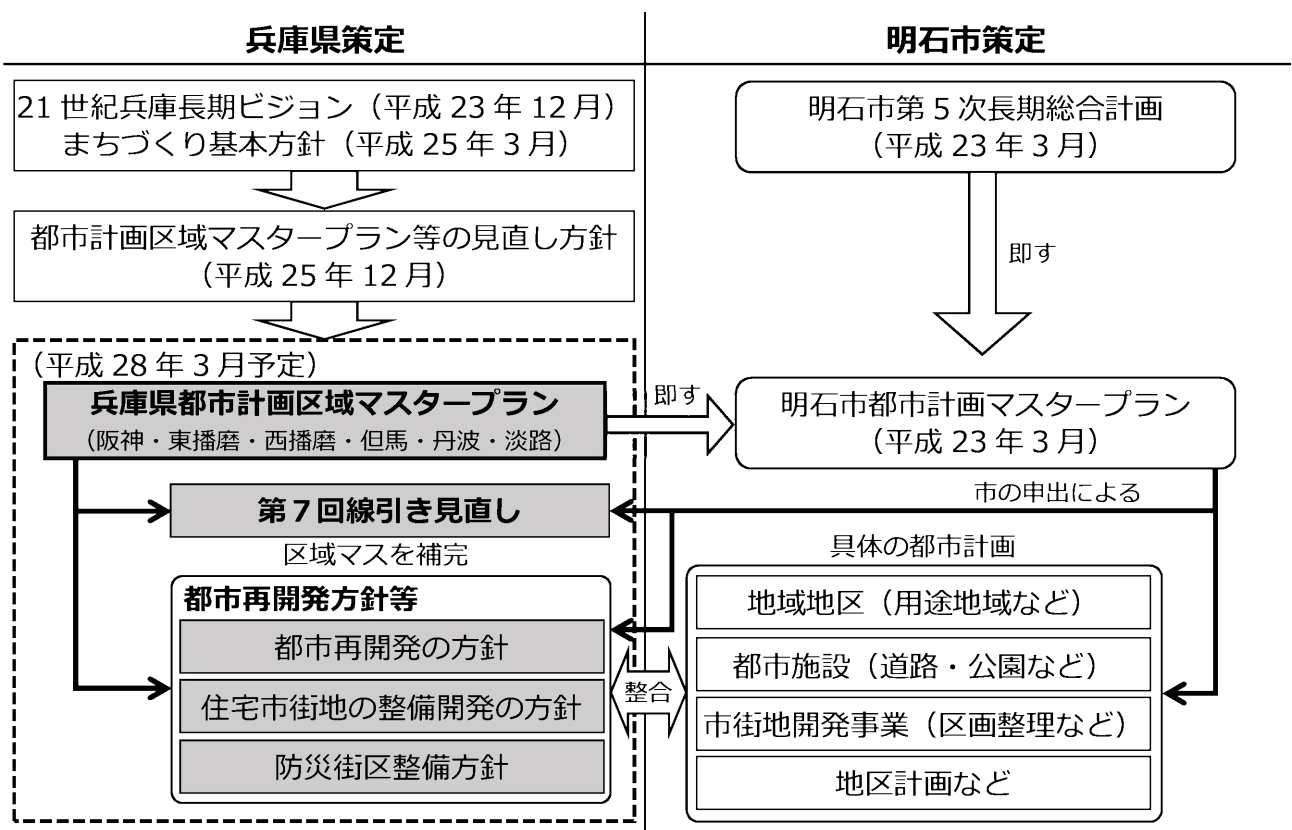
### 1 経緯

兵庫県では、社会経済情勢の変化に対応するため、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直し（いわゆる「線引き見直し」）並びに都市計画区域マスタープラン等の見直しを概ね5年ごとに行っています。

線引きは、昭和46年に当初決定され、前回の第6回線引き見直しは、平成22年4月に行われました。

この度、兵庫県より県下一斉に第7回線引き見直し等を行う方針が示されましたので、見直しスケジュールに従い、線引き見直し等を行っていくものです。

### 2 線引き見直し等の体系



### 3 現在までの取り組み経緯

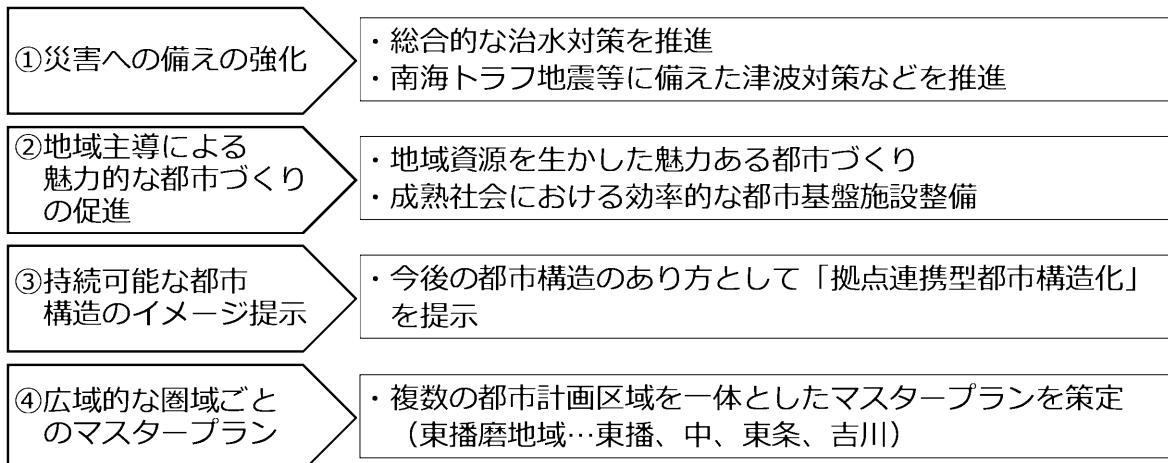
年月	内容	備考
平成26年2月	*平成25年度第4回都市計画審議会	第7回線引き見直し等を今後行っていく旨を報告
平成26年8月	*平成26年度第1回都市計画審議会	第7回明石市線引き見直しの考え方、見直し検討地区、都市再開発方針等を市素案閲覧として、市民に対して公表し、意見募集する旨を報告
平成26年9月	*線引き見直し等の市素案閲覧	広報・ホームページ・窓口で案内し、意見の提出なし
平成26年11月	*平成26年度第2回都市計画審議会	市素案閲覧の結果を報告

平成 27 年 2 月	*平成 26 年度第 3 回 都市計画審議会	進捗状況を報告
平成 27 年 6 月	*兵庫県へ市案の申し出	都市計画法に基づき、第 7 回線引き見直し及び都市再開発方針等の都市計画の案の内容となるべき事項を申し出
平成 27 年 7 月	*兵庫県区域マスタープラン等の公表 *県素案の説明会（兵庫県主催）	各市町の素案をとりまとめ県素案として、7/24（金）に加古川総合庁舎及び加東市役所で説明会を開催
平成 27 年 8 月	*県素案の公聴会（兵庫県主催）	8/25（火）に加古川総合庁舎で公聴会を開催

#### 4 都市計画区域マスタープランとは（P4～5）

都市計画法第 6 条の 2 に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことで、長期的視野に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものです。

##### （1）見直しのポイント



##### （2）構成

###### 第 1 基本的事項

- ・地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示す「明石市都市計画マスタープラン」の指針となるもの
- ・平成 5 2 年の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成 3 2 年とする

###### 第 2 本県の都市づくりの基本方向

- ・総合的な防災・減災対策などによる安全・安心な都市空間の創出
- ・地域資源を生かすことや民間投資の誘導など、地域主導による魅力的な都市づくり
- ・各拠点の特色を生かした都市機能の分担と拠点のネットワークによる持続可能な都市構造の形成

###### 第 3 東播磨地域の方針

- ・都市機能の維持・充実を図る地域拠点として J R・山陽電鉄明石駅周辺を位置づけ
- ・市街化区域内農地の保全・活用による都市と緑・農が共生したゆとりある土地利用の促進
- ・明石駅周辺における市街地再開発事業の促進
- ・長期未着手の都市計画施設（道路や公園など）の見直し

## 5 今後の予定

年 月	内 容	備 考
平成 27 年 10 月頃	*平成 27 年度第 2 回 都市計画審議会	都市計画変更案の事前説明
平成 27 年 12 月頃	*都市計画変更案の法定 縦覧（2 週間）	
平成 28 年 1 月頃	*平成 27 年度第 3 回 都市計画審議会	都市計画変更案の諮問
平成 28 年 3 月頃	*都市計画変更告示	

## 第1 基本的事項

- (1) 役割
- ・長期的視野に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの
  - ・「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の指針となるもの
- (2) 対象区域
- ・広域的な圏域として設定する6地域ごとに、複数の都市計画区域を対象とした一体の都市計画区域マスタープランを策定
- (3) 目標年次
- ・21世紀兵庫長期ビジョンの展望年次である平成52年の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成32年とする

## 第2 本県の都市づくりの基本方向

### 1 都市づくりの基本方針

- (1) 安全・安心
- (2) 環境との共生
- (3) 魅力と活力
- (4) 自立と連携

### 2 都市計画に関する現況と課題

(1) 人口減少・超高齢社会の到来	
背景	県人口の減少、超高齢社会の到来（H22国調） 鉄道・路線バスの廃止 地域活力の低下
課題	持続可能な生活圏の確保 公共交通ネットワークの維持・確保 地域の魅力の向上と地域間交流の促進
(2) 防災対策の必要性の増大	
背景	東日本大震災による津波被害 集中豪雨による浸水被害
課題	防災・減災の取組
(3) 都市の維持管理コストの増大	
背景	都市基盤施設の老朽化 長期未着手の都市計画道路等の存在
課題	都市基盤施設の戦略的な維持管理・更新 都市基盤施設整備計画の適切な見直し
(4) 地球環境への配慮	
背景	東日本大震災を契機としたエネルギー需給の変化 市街化区域内農地を緑地空間として評価する取組
課題	低炭素・循環型社会の構築 都市と緑・農との共生
(5) 産業構造の変化	
背景	大規模工場の閉鎖 大規模集客施設の立地による渋滞発生、中心市街地の衰退
課題	土地利用転換への対応 大規模集客施設の立地調整
(6) 地方分権の進展	
背景	市町合併による行政区域の広域化 市町への都市計画決定権限の委譲
課題	県と市町との役割分担

## 3 目指すべき都市づくり

以下の取組を推進することにより持続可能な都市構造への転換を図るとともに、定住や交流に資するものとする。

### (1) 安全・安心な都市空間の創出

- ア 総合的な防災・減災対策による安全な都市づくり
- ・都市機能の代替性の確保、
  - ・均衡のとれた都市施設の配置とそのネットワーク化や都市の耐震化・不燃化
  - ・臨海部での津波対策の強化
  - ・台風や集中豪雨による浸水被害や土砂災害に対する総合的な治水対策
  - ・砂防えん堤や治山ダム等の設置
  - ・土砂災害警戒区域等の指定
- イ 誰もが健康で社会参加できる安心な都市づくり
- ・住宅、公共交通等の一体的バリアフリー化
  - ・医療・福祉施策と連携したまちの中心部の歩行環境の向上

### (2) 地域のイニシアティブ（主導）による魅力的な都市づくり

- ア エリアマネジメントの促進
- ・住民、事業主、地権者等による一定のエリア内における主体的なまちづくりの推進
- イ 地域資源を生かした魅力ある都市づくり
- ・景観、自然、歴史・文化等の地域資源を生かしたまちづくりの推進と地域間交流の促進
  - ・市街化調整区域における地域活力の向上や産業の活性化
- ウ 民間投資の誘導
- ・医療・福祉等の施設が立地できる一定の人口密度のある地域の形成
  - ・都市計画法等の特例制度の活用
  - ・民間事業者に対する税制優遇、利子補給、低利融資及び補助等による立地支援
  - ・PPP（公民連携）の推進、PRE（公的不動産）の効率的な管理運営、公用地への民間機能誘致などによる民間活力の活用

### (3) 持続可能な都市構造の形成

#### ア 拠点連携型都市構造化（各拠点の特色を生かした都市機能の分担と拠点間のネットワーク化）

##### 拠点連携型都市構造の実現に向けた基本的な考え方

- ・大都市、地方都市、中山間地等が相互に連携
- ・拠点間の交通ネットワーク化による地域全体の機能確保
- ・人・もの・資本・情報等の環流によるにぎわいの創出

#### (市街地エリア)

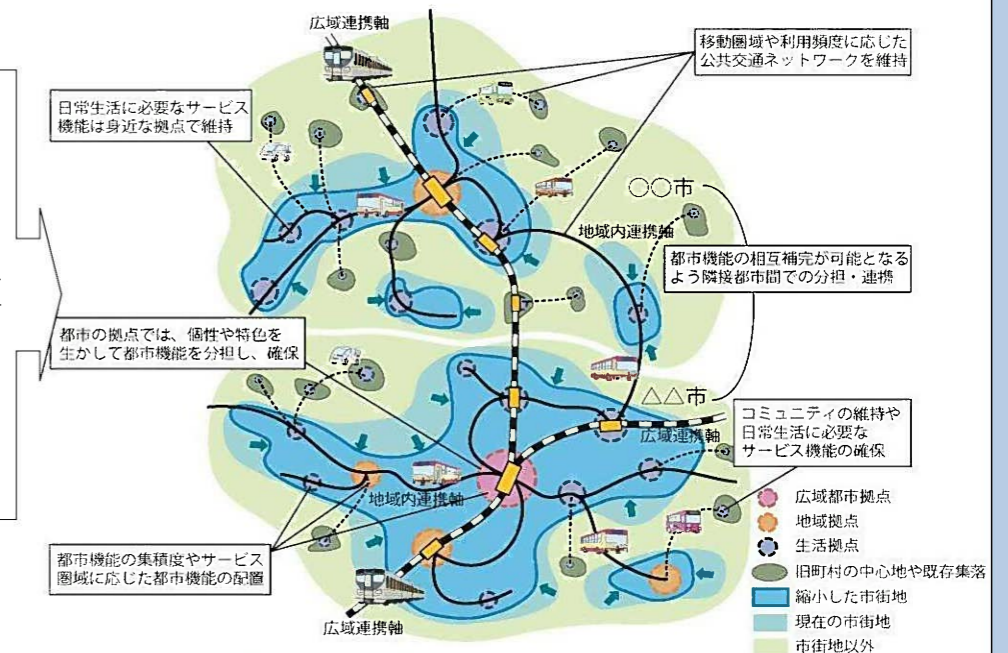
- ・拠点内の都市機能集積の維持・充実
- ・土地の高度利用や必要に応じた集約
- ・拠点間の交通ネットワーク化による都市機能の相互補完
- ・拠点への公共交通によるアクセスの維持・確保
- ・災害発生リスク、市街化圧力低下等を勘案した必要に応じた市街地の縮小

#### (市街地以外のエリア)

- ・既存集落の拠点等における日常生活機能の確保
- ・都市との交流、二地域居住や定住の促進による活力の維持
- ・市街地等の拠点へのアクセス確保

#### イ 成熟社会における効率的な都市基盤施設整備

- ・真に必要な都市基盤施設の整備と既存ストックの長寿命化等による都市基盤の戦略的な維持管理・更新
- ・都市計画決定された施設等の定期的な見直し
- ・地域特性に応じた柔軟な市街地整備の推進



■ 拠点連携型都市構造のイメージ

#### 拠点連携型都市構造化による効果

- |  |  |   |
|--|--|---|
| <p>生活利便性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・福祉・商業施設等にアクセスしやすい高齢者等が「歩いて暮らせるまち」</li> <li>・まちなにぎわいや生活の質の維持・向上</li> </ul> | <p>財政負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤施設の維持管理・更新の効率化・重点化</li> <li>・公共交通や福祉サービスの効率的提供</li> </ul> | <p>都市の低炭素化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用車から公共交通への転換</li> <li>・市街地の集積を生かした効率的なエネルギー利用</li> </ul> |
|--|--|---|

1 長期的に目指すべき地域の将来像 (H52年を展望)

- ・臨海部の地域拠点(明石駅、加古川駅周辺等)における都市機能の集積、工業集積地における基幹産業や新産業の立地の促進
- ・内陸部の地域拠点(神鉄小野駅周辺等の交通結節点等)における都市機能の維持・充実
- ・市街地エリアの方向性:①臨海部の駅周辺の高度利用又は有効利用の推進、②農地等を生かしたゆとりある土地利用の促進、③市街地内の縁辺部等での災害発生リスクや市街化圧力の低下等を勘案した必要に応じた市街地の縮小
- ・市街地以外のエリアの方向性:①地域のイニシアティブ(主導)による集落の機能維持や活性化の促進、②コミュニティバス等を活用した市街地エリアの拠点等との連携の確保

2 区域区分の決定の有無及び方針

- ・東播都市計画区域は、市街地が連たんし、依然として開発圧力が存在するため、区域区分を定める。
- ・中・東条・吉川都市計画区域では、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないため、区域区分を定めない。

3 都市づくりに関する方針 (H32年を目標)

(1) 拠点連携型都市構造化の方針

- ・北はりま定住自立圏構想や連携中枢都市圏構想等の地域内外との広域連携の推進
- ・エリアマネジメントの取組の推進
- ・拠点の位置付けを踏まえた公共施設の機能の複合化等の推進
- ・臨海部での一定の人口密度の維持、一体の市街地として都市機能の維持・充実
- ・内陸部での拠点間での機能代替、相互補完による地域全体の都市機能の確保

(1)-1

各地域拠点等の特性を生かした都市機能の充実

ア 地域拠点…都市機能の維持・充実

- ・JR・山陽電鉄明石駅周辺(都市型地域拠点)
- ・JR加古川駅周辺(都市型地域拠点)
- ・山陽電鉄高砂駅周辺
- ・アピカ西脇～国道175号周辺
- ・神戸電鉄三木駅周辺
- ・神戸電鉄小野駅～きらら通り周辺
- ・北条鉄道北条町駅周辺
- ・加東市役所周辺

イ 生活拠点…日常生活に必要なサービス等の確保

(1)-2

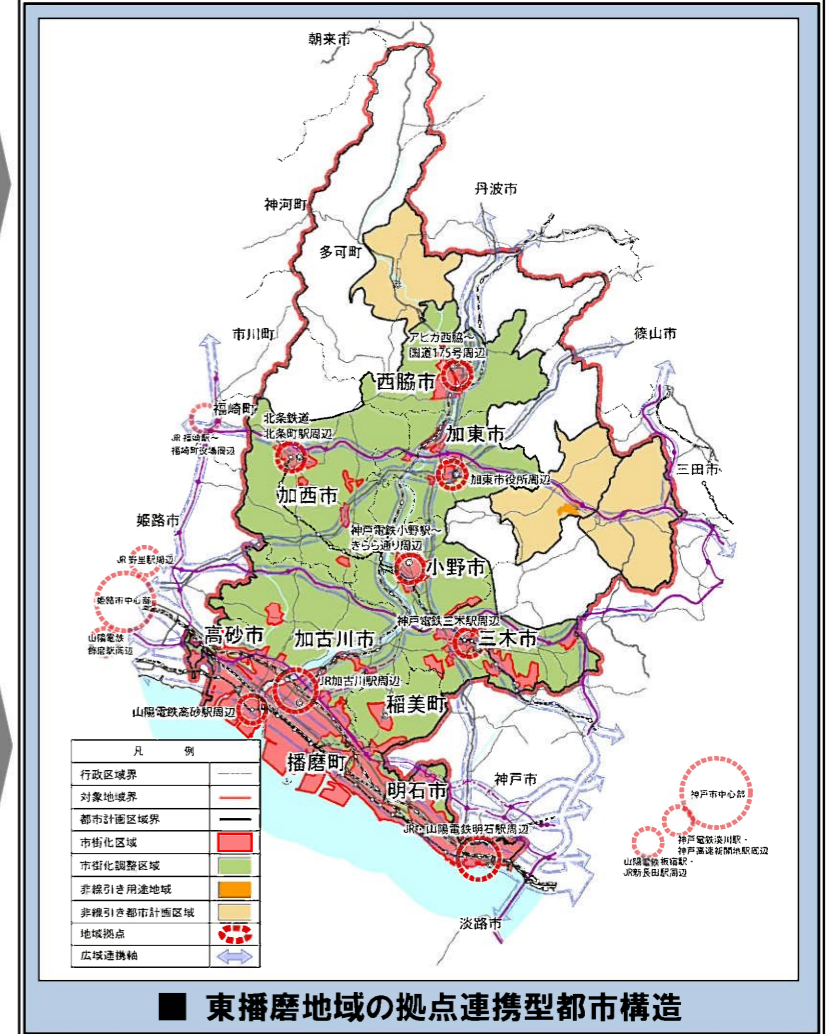
現在の市街地を中心とした人口密度の維持

- ・既成市街地を中心として土地の高度利用等を図り、日常生活に必要な都市機能や公共交通の利用圏人口の維持
- ・災害の発生リスクの高い区域等の住宅建築等の抑制の検討
- ・住み続けられる環境整備により、農山村等における日常生活の持続性の確保

(1)-3

各地域拠点等の広域的な機能連携の強化

- ア 広域連携軸
  - ・既存の広域交通ネットワークを生かした都市機能の相互補完、東西ネットワークの更なる強化
- イ 地域内連携軸
  - ・鉄道、県道等による拠点間の連携強化
- ウ 日常生活圏内の移動
  - ・路線バス、コミュニティバス等の維持・確保
  - ・パーソナルモビリティの導入促進等



(2) 土地利用に関する方針

(2)-1 線引き都市計画区域

ア 主要用途の整備方針

- ・明石駅周辺及び加古川駅周辺における高度利用の促進

イ 市街地において特に配慮すべき土地利用

- ・明石市や加古川市における市街化区域内農地の保全・活用による都市と緑・農とが共生したゆとりある土地利用の促進
- ・大規模住宅団地等の再生
- ・大規模集客施設の適正な立地誘導
- ・大規模工場の移転等に伴う土地利用転換

ウ 市街化調整区域の土地利用

- ・地域のイニシアティブ(主導)による、地区計画や特別指定区域を活用した既存集落の機能維持や活性化に資するまちづくりの促進

(2)-2 非線引き都市計画区域等

- ・緑条例や他法令と連携した重層的な土地利用コントロール
- ・吉川・ひょうご東条の各IC周辺や国道372号沿道等における用途地域、特定用途制限地域の活用による生活環境の悪化防止
- ・三木市、小野市における都市計画区域の拡大検討

(3) 市街地整備に関する方針

- ・明石駅周辺及び加古川駅周辺における再開発の促進
- ・JR加古川駅・JR大久保駅周辺等における低未利用地の土地利用増進
- ・JR加古川駅南西部等の密集市街地の防災対策の推進
- ・長期未着手の市街地開発事業の見直し
- ・加古川市神野台地区の健康拠点構想、小野長寿の郷構想の推進

(4) 都市施設に関する方針

(4)-1 交通施設

- ・東播磨道、東播丹波連絡道路、播磨臨海地域道路の整備促進
- ・国道2号の道路拡幅等による渋滞対策
- ・駅舎のバリアフリー化など公共交通の利便性向上、モビリティマネジメント等による神戸電鉄粟生線やJR加古川線等の利用促進
- ・コミュニティバスやデマンド型交通の運行支援など、内陸部における移動手段の確保
- ・東播磨港における内航フィーダー網の充実強化等

(4)-2 公園・緑地

- ・加古川、いなみ野台地のため池など豊かな水辺空間の保全
- ・県立公園等の適正な維持管理・利用促進
- ・「県民まちなみ緑化事業」による都心部等での緑の保全・創出

(4)-3 河川・下水道

- ・治水・利水・環境に配慮した河川改修
- ・流域下水道等の整備、適正な維持管理
- ・長期未着手の都市計画施設の廃止を含めた見直し

(5) 防災に関する方針

- ・建物の耐震化・不燃化・耐水化、造成宅地やライフラインの耐震化
- ・発生頻度を踏まえた津波対策、防潮堤を有する企業への耐震点検結果等の情報提供、調査・点検及び対策の促進
- ・加古川市西神吉町での輪中堤の整備など、明石川、加古川、法華山谷川等の流域における総合的な治水対策
- ・土砂災害特別警戒区域等の指定と必要に応じた市街地縮小の検討
- ・緊急防災林の整備など「災害に強い森づくり」の推進

(6) 景観形成に関する方針

- ・いなみ野台地のため池群や岩座神地区の棚田等の文化的景観、北条の宿場町・寺町や高砂の港町等の歴史的まちなみの保全・形成
- ・幹線道路沿道等への広域景観形成地域の指定検討
- ・JR・山陽電鉄明石駅やJR加古川駅及び滝野・社IC周辺等における玄関口としての景観の形成

(7) 地域の活性化に関する方針

- ・いなみ野ため池ミュージアム、高砂みなとまちづくり、北はりま田園空間博物館等の参画と協働の取組の促進
- ・ものづくり産業の集積を生かした産業ツーリズムの推進
- ・二地域居住や定住の促進、「地域再生大作戦」による活性化